

食肉の放射性物質の検査結果について
(10月11日検査分)

県内で流通していた食肉について新潟県が検査したところ、結果は以下のとおりでした。

検査機関：(一財) 上越環境科学センター

品目	産地	検査結果 (単位：ベクレル/kg)				食品衛生法の判定
		放射性セシウム			放射性ヨウ素	
		セシウム134	セシウム137	計		
鶏肉 (流通品)	新潟県 (長岡市)	検出されず (3.1未満)	検出されず (3.3未満)	検出されず (6.4未満)	検出されず (3.0未満)	適合

食品衛生法の規格基準 (一般食品)	100	基準なし
-------------------	-----	------

注 カッコ内の数値 (「〇未満」の〇など) は検出限界値*です。表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

※検出限界値とは・・・測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体ごとに検出限界値は変動します。

<この記載事項に関する問い合わせ先>
福祉保健部生活衛生課
電話 025-280-5205
内線 2674